

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第 3351 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 6 年 8 月 13 日

2 契約担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 札幌市民交流プラザ内 札幌市図書・情報館
札幌市教育委員会中央図書館利用サービス課図書・情報館（電話 011-208-1113）

メールアドレス chuolib-zyouhoukan-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 借受物品の名称及び数量

札幌市図書・情報館システム機器借受 一式

(2) 借受物品の特質等

仕様書による。

(3) 借受期間

令和 6 年 12 月 14 日から令和 11 年 12 月 13 日まで（60 カ月）

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入期限

令和 6 年 12 月 13 日

(5) 納品場所

仕様書のとおり。

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記 5（2）の入札書の受領期限日の前日から起算して 10 日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

電話：011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和6年9月27日（金）13時00分（送付の場合は必着のこと。）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年9月27日（金）13時30分開札 札幌市図書・情報館システム機器借受の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和6年9月27日（金）13時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年9月27日（金）13時30分開札 札幌市図書・情報館システム機器借受の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和6年9月27日（金）13時00分までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 同等品における入札について

同等品で入札を希望する場合は、令和6年9月20日（金）15時00分までに、契約担当部局へ、同等・規格確認書（別紙2）及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、契約担当部局の確認及び署名を受けること。

- (5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

- (6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別紙3）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和6年9月27日（金）13時30分

札幌市図書・情報館ミーティングルーム2（札幌市中央区北1条西1丁目札幌市民交流プラザ内 図書・情報館2階）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(10) 本件の仕様等に対する質問及び回答

別紙4（質問票）に記入し、書面又は電子メールにより提出すること。なお、ファクシミリによる提出は認めない。

ア 提出期限

令和6年9月10日（火）の12時15分まで

イ 提出場所

（ア） 持参又は送付の場合

上記2と同じ

（イ） 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「札幌市図書・情報館システム機器借受の質問について」とすること。また、電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

メールアドレス：chuolib-zyouhoukan-keiyaku@city.sapporo.jp

ウ 回答書の閲覧

令和6年9月17日（火）までに適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市の図書館ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金
免除

- (3) 契約保証金
要

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到着）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

- (5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

- (6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 5）を提出しなければならない。

- (7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (8) 契約条項
別紙 6 のとおり
- (9) 上記 4 (2) の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。
- (10) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。
- (11) (10)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。